（常駐型公設事務所の開設費援助の特例）

第三条　本件震災による被災を原因として行う常駐型公設事務所の移転については、ひまわり基金規則第六条第二項第一号の規定にかかわらず、同号に規定する常駐型公設事務所の開設とみなして同号に規定する援助金を支出し、及び同条第四項の常駐型公設事務所の施設を賃借するために要する費用を支出することができる。

2　前項の規定によるひまわり基金規則第六条第二項第一号に規定する援助金及び同条第四項の常駐型公設事務所の施設を賃借するために要する費用の支出は、二回目の移転までについて行う。ただし、二回目の移転における同条第二項第一号に規定する援助金の支出については、同号の規定にかかわらず、既に支出された一回目の移転に係る援助金と併せて七百五十万円を超えることができない。

3　第一項の規定により常駐型公設事務所の開設とみなされる常駐型公設事務所の移転については、ひまわり基金規則第六条の三及び第六条の四の規定は、適用しない。ただし、当該常駐型公設事務所について締結されているひまわり基金規則第六条の三に規定する三者協定書及びひまわり基金規則第六条の四に規定する契約書については、必要な修正を行うための合意書を締結するものとする。

（偏在解消規則に係る補助金の返済免除の特例）

第四条　本会は、偏在解消規則第二十四条第二項及び第三項に規定するほか、本件震災の発生の際現に偏在解消規則第二十三条第二項の規定に基づき偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受けている弁護士であって、本件震災により被災したものから申請があったときは、当該偏在対応弁護士独立開業支援補助金の返済の一部又は全部を免除することができる。

2　本会は、偏在解消規則第二十九条第二項及び第三項に規定するほか、本件震災の発生の際現に同規則第二十八条第二項の規定に基づき偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けている弁護士法人であって、本件震災により被災したものから申請があったときは、当該偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の返済の一部又は全部を免除することができる。

3　本会は、偏在解消規則第三十五条第二項及び第三項に規定するほか、本件震災の発生の際現に偏在解消規則第三十四条第二項の規定に基づき偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受けている弁護士又は弁護士法人であって、本件震災により被災したものから申請があったときは、当該偏在対応特別独立開業等支援補助金の返済の一部又は全部を免除することができる。

（偏在対応弁護士の移転の特例）

第五条　本会は、偏在解消対策地区（かつて偏在解消規則第二十一条第一項の規定に基づき貸付けが行われた際に、当該貸付けに関して偏在解消対策地区と認められた地域を含む。他の偏在解消対策地区とある場合を除き、以下この項及び第三項において同じ。）に法律事務所を有する弁護士が、本件震災による被災を原因として、当該法律事務所を当該偏在解消対策地区の地域内において移転し、又は他の偏在解消対策地区の地域内に移転しようとする場合には、偏在解消規則第二十一条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを、一回に限り行うことができる。

2　前項の規定により偏在解消規則第二十二条第一項に規定する申出があった場合においては、同条（第五項及び第六項を除く。）の規定の適用に当たっては、同条第一項中「偏在解消対策地区」とあるのは「偏在解消対策地区（かつて前条第一項の規定に基づき貸付けが行われた際に、当該貸付けに関して偏在解消対策地区と認められた地域を含む。次項において同じ。）」と読み替えるものとし、かつ、偏在解消規則第二十二条第二項第三号に規定する基準については適合しているものとみなすものとする。

3　前項に規定する場合において、当該弁護士がかつて偏在解消規則第二十二条第四項に規定する指定を受けて偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受けた者であって、当該偏在解消対策地区の地域内において移転しようとするものである場合には、前項並びに偏在解消規則第二十二条第二項から第四項まで及び第二十三条第一項の規定にかかわらず、改めて偏在解消規則第二十二条第四項に規定する指定を受けることを要しないものとする。この場合において、偏在解消規則第二十二条第三項に規定する指定を受けることを要しないものとする。この場合において、偏在解消規則第二十三条第一項の規定の適用に当たっては、かつて受けた偏在解消規則第二十二条第四項に規定する指定を受けた弁護士会又は弁護士会連合会からの申請に基づき、この規則の施行の日に偏在解消規則第二十二条第四項に規定する指定があったものとみなす。

4　本会は、偏在解消対策地区に法律事務所を有する弁護士が、本件震災による被災を原因として、当該法律事務所を特別独立開業等支援対象地区の地域内に移転しようとする場合には、偏在解消規則第三十二条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により、偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを、一回に限り行うことができる。

（偏在対応常駐従事務所の移転の特例）

第六条　本会は、管内偏在解消対策地区（かつて偏在解消規則第二十六条第一項の規定に基づき貸付けが行われた際に、当該貸付けに関して管内偏在解消対策地区と認められた地域を含む。以下本条において同じ。）に従たる法律事務所（弁護士が常駐しないものを除く。以下同じ。）を有する弁護士法人が、本件震災による被災を原因として、当該従たる法律事務所について当該管内偏在解消対策地区の地域内において移転（廃止した上で新たに設置する場合を含む。以下同じ。）をする場合には、同項の規定により、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを、当該移転について一回に限り行うことができる。

2　前項の規定により偏在解消規則第二十七条第一項に規定する申出があった場合においては、同条（第五項を除く。）の規定の適用に当たっては、同条第一項中「偏在解消対策地区」とあるのは「偏在解消対策地区（かつて前条第一項の規定に基づき貸付けが行われた際に、当該貸付けに関して管内偏在解消対策地区と認められた地域を含む。）」と読み替えるものとし、かつ、偏在解消規則第二十七条第二項から第四項まで及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、改めて偏在解消規則第二十七条第四項に規定する指定を受けることを要しないものとする。この場合において、偏在解消規則第二十八条第一項の規定の適用に当たっては、かつて受けた偏在解消規則第二十七条第四項に規定する指定について同条第三項の規定により申請を行った弁護士会又は弁護士会連合会からの申請に基づき、この規則の施行の日に偏在解消規則第二十七条第四項に規定する指定があったものとみなす。

3　前項に規定する場合において、当該弁護士がかつて偏在解消規則第二十八条第四項に規定する指定を受けて偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた者であって、当該偏在解消対策地区の地域内において移転しようとするものである場合には、前項並びに偏在解消規則第二十七条第二項から第四項まで及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、改めて偏在解消規則第二十七条第四項に規定する指定を受けることを要しないものとする。この場合において、偏在解消規則第二十八条第四項に規定する指定を受けることを要しないものとする。この場合において、偏在解消規則第二十八条第一項の規定の適用に当たっては、かつて受けた偏在解消規則第二十七条第四項に規定する指定について同条第三項の規定により申請を行った弁護士会又は弁護士会連合会からの申請に基づき、この規則の施行の日に偏在解消規則第二十七条第四項に規定する指定があったものとみなす。

（偏在対応特別独立開業等支援補助金に係る法律事務所の移転の特例）

第七条　本会は、特別独立開業等支援対象地区（かつて偏在解消規則第三十二条第一項の規定に基づき貸付けが行われた際に、当該貸付けに関して特別独立開業等支援対象地区と認められた地域を含む。他の特別独立開業等支援対象地区とある場合を除き、以下この項、第三項、第四項及び第六項において同じ。）に法律事務所を有する弁護士が、本件震災による被災を原因として、当該法律事務所を当該特別独立開業等支援対象地区の地域内において移転し、又は他の特別独立開業等支援対象地区の地域内に移転しようとする場合には、偏在解消規則第三十二条第二項の規定により、偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを、一回に限り行うことができる。

2　前項の規定により偏在解消規則第三十三条第一項に規定する申出があった場合においては、同条（第六項を除く。）の規定の適用に当たっては、同条第一項中「特別独立開業等支援対象地区」とあるのは「特別独立開業等支援対象地区（かつて前条第一項の規定に基づき貸付けが行われた際に、当該貸付けに関して特別独立開業等支援対象地区と認められた地域を含む。次項において同じ。）」と読み替えるものとし、かつ、偏在解消規則第三十三条第二項第三号に規定する基準については適合しているものとみなすものとする。

3　前項に規定する場合において、当該弁護士がかつて偏在解消規則第三十三条第四項に規定する指定を受けて偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受けた者であって、当該特別独立開業等支援対象地区の地域内において移転しようとするものである場合には、前項並びに偏在解消規則第三十三条第二項から第四項まで及び第三十四条第一項の規定にかかわらず、改めて偏在解消規則第三十三条第四項に規定する指定を受けることを要しないものとする。この場合において、偏在解消規則第三十四条第一項の規定の適用に当たっては、かつて受けた偏在解消規則第三十三条第四項に規定する指定について同条第三項の規定により申請を行った弁護士会又は弁護士会連合会からの申請に基づき、この規則の施行の日に偏在解消規則第三十三条第四項に規定する指定があったものとみなす。